

西東京市地域防災計画について (土砂災害警戒区域等について)

市内には、土砂災害危険箇所として都が指定した急傾斜地崩壊危険箇所が1箇所（東伏見三丁目9番）ありますが、平成28年度に都が土砂災害防止法に基づき実施した基礎調査結果の概要及び土砂災害警戒区域等の指定に向けた流れについて、都から以下のとおり説明がありました。

1 土砂災害警戒区域等指定予定箇所 4箇所

- (1) 東伏見三丁目2箇所（うち1箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。）
- (2) 東伏見六丁目1箇所（土砂災害特別警戒区域を含む。）
- (3) 向台町五丁目1箇所

2 公表から指定までの流れ

- (1) 調査結果の公表（平成29年7月13日）
- (2) 住民説明会（都・市共同開催：平成29年10月頃）
- (3) 意見回答（市：平成29年11月頃）
- (4) 指定手続き（都：平成29年11月～12月頃）
- (5) 区域指定（公示）（都：平成29年12月頃）

3 区域指定後の義務と規制事項

- (1) 市に課せられる義務（地域防災計画に明記）
 - ・ 警戒避難体制の整備
 - ・ ハザードマップの作成
- (2) 不動産取引時の義務
 - ・ 重要事項説明の義務化
- (3) 開発や建物の建設時に求められること
 - ・ 特定開発行為の許可制
 - ・ 建築物の構造規制
- (4) その他
 - ・ 建築物の移転勧告